CLAIR REPORT No. 369

オーストラリアにおける官民連携手法について

Clair Report No. 369 (December 1, 2011) (財)自治体国際化協会 シドニー事務所



「CLAIR REPORT」の発刊について

当協会では、調査事業の一環として、海外各地域の地方行財政事情、開発事例等、 様々な領域にわたる海外の情報を分野別にまとめた調査誌「CLAIR REPORT」シ リーズを刊行しております。

このシリーズは、地方自治行政の参考に資するため、関係の方々に地方行財政に 係わる様々な海外の情報を紹介することを目的としております。

内容につきましては、今後とも一層の改善を重ねてまいりたいと存じますので、 ご指摘・ご教示を賜れば幸いに存じます。

本誌からの無断転載はご遠慮ください。

問い合わせ先

〒102-0083 東京都千代田区麹町 1-7 相互半蔵門ビル

(財)自治体国際化協会 総務部 企画調査課

TEL: 03-5213-1722 FAX: 03-5213-1741

E-Mail: webmaster@clair.or.jp

目次

はじめに	i
概要	ii
第1章 オーストラリア PPP の歴史及び活用状況について	1
第 1 節 オーストラリア PPP の歴史	1
1 1980 年代~2000 年まで	1
2 2000年~現在まで	2
第 2 節 オーストラリア PPP の活用状況	5
第2章 オーストラリアにおける PPP の概要	7
第1節 国家官民連携政策及びガイドラインとその構成	7
第2節 オーストラリア PPP の概要	8
1 PPP の定義と目的	8
2 PPP 対象事業	8
3 PPP における主要原則	9
4 事業者の選定・契約の流れ	10
第3章 PPPの事例	21
第1節 メルボルン王立子供病院再開発事業	21
1 事業内容概要	22
2 事業に対する評価	25
(1)事業の総合的な評価	25
(2)VFM に関する評価	26
第2節 メルボルンコンベンションセンター開発事業	26
1 事業内容概要	28
2 事業に対する評価	30
第4章 オーストラリア PPP の評価、展望と課題	32
第1節 現在のオーストラリア PPP の評価	32
1 好意的な評価	32
2 批判的な評価	33
第2節 オーストラリア PPP の展望、課題	36
おわりに	38

はじめに

PFI(Private Finance Initiative)とは、わが国では「公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法」 1 であり、これにより「国や地方公共団体の事業コストの削減、より質の高い公共サービスの提供」 2 、そして民間の事業機会を創出することで経済の活性化を目指すものであると定義されている。オーストラリアでは PFI という言葉は用いられず、PPP(Public Private Partnership)と呼ばれているが、その意義は日本の PFI の定義と同一である。

PFI はイギリスで生まれた行財政改革の一つの手法であり、日本では、平成 11 年 7 月に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI 法)が施行され、以降病院、公立学校、刑務所、廃棄物処理施設等に対し PFI が活用されてきたが、まだその歴史は浅い。

そこでこのレポートでは、早くからこういった事業に積極的に取り組み、この分野の先進国といわれているオーストラリアの事例を挙げ、歴史的背景、官民連携の概要、公共・民間の役割分担、事業の課題・今後の展望等を紹介することにより、今後日本の PFI 事業の展開における参考の一助としてもらうことを目的とする。

※ オーストラリアの PPP は、「民間部門がインフラ及びそのサービスを提供することに対し、政府が民間部門にその対価支払を行う長期契約」3であると定義付けられており、その特徴として、「民間部門が一定期間にわたり建設、資金調達、維持管理、補助的サービスの提供を含む、資産の創出に伴うサービスを提供する」4としていることから、日本の PFI とオーストラリアの PPP は同義であると考えることができる。

日本でも PPP という言葉は使われているが、その概念はオーストラリアに比較すると広く、PFI/PPP 推進協議会 HP によると PPP は、PFI の概念をさらに拡大し、「公共サービスに市場メカニズムを導入することを旨に、サービスの属性に応じて民間委託、PFI、独立行政法人化、民営化等の方策を通じて、公共サービスの効率化を図ること」5をいい、PFI は PPP の実施手段の一つであるとしている。

(財) 自治体国際化協会 シドニー事務所長

¹ 内閣府 PFI ホームページ http://www8.cao.go.jp/pfi/aboutpfi.html

² 同 1

³「国家官民連携政策・ガイドライン(National Public Private Partnership Policy and Guidelines)」 インフラストラクチャー・オーストラリア

⁴ 同 3

⁵ PFI/PPP 推進協議会 HP <u>http://www.enaa.or.jp/PFI/index.html</u>

概要

本クレアレポートは、日本の PFI と同義であるオーストラリアの PPP について、その歴史、内容、事例、PPP に対する評価及び展望を取り上げて説明することで、オーストラリアの PPP の全体像を把握し、最終的に日本の PFI の展開における参考の一助としてもらうことを目的とするものである。

第1章では、オーストラリアの PPP の歴史を、黎明期である 1980 年代~2000 年までと、現在のオーストラリア PPP の形が形成されるに至る 2000 年~現在の二つの世代に分けて説明するとともに、PPP の活用状況について、PFI 発祥の地であるイギリスと、日本の状況と比較しながら説明する。

第2章では、オーストラリアの全ての州、準州が適用している国家官民連携政策及びガイドラインを踏まえて、オーストラリア PPP の定義と目的、対象事業、主要原則、事業者の選定・契約の流れに分けて説明し、オーストラリアの PPP の内容について概説する。

第3章では、オーストラリアの中でも PPP の事業数、事業額が多く、現在の国家官 民連携政策・ガイドラインの基礎を作ったビクトリア州における PPP の事例を 2 例紹 介する。 1 つは社会インフラである病院の事例、もう 1 つは経済インフラであるコン ベンションセンターの事例であり、それぞれ事業に至った背景、事業内容、事業に対 する評価についての紹介を行う。

第4章では、現在のオーストラリア PPP についてなされている様々な評価について、 好意的な評価と批判的な評価に分け、批判的な評価に関連する PPP の失敗例を紹介す るとともに、今後のオーストラリア PPP の展望及び課題について記述する。

第1章 オーストラリア PPP の歴史及び活用状況について

この章では、第1節でオーストラリアの PPP の歴史を二世代に分けて説明するとともに、第2節で PPP の活用状況について、イギリスと日本の状況と比較しながら説明する。

第1節 オーストラリア PPP の歴史

オーストラリアの PPP の歴史は 1980 年代までさかのぼるが、現在オーストラリアの PPP は第二世代に入っている6と言われている。第一世代はシドニー・ハーバー・トンネルプロジェクト開始時の 1989 年から 2000 年まで、第二世代はビクトリア州政府が 2000 年 6 月にビクトリア州協働政策(Partnerships Victoria policy and guidelines)を発表してから現在にかけてである。以下ではその流れについて大まかに説明する。

1 1980 年代~2000 年まで

この時期は、オーストラリアの PPP の黎明期である。

PPP/PFI は、公共部門の効率化の一環として誕生した施策であるが、そもそもの起源はイギリスにあると言われている。イギリスでは 1970 年代末、経済の低迷、財政状況の悪化による公共サービスの低下の状況を打破することを旗印に、当時のサッチャー政権下(1979~1990)において新自由主義に基づき、国有企業の民営化や、行政サービスのアウトソーシング、公共事業における民間資金の導入を進めた。

一方オーストラリアでも、厳しい財政状況を受け、1983年に労働党より選出されたボブ・ホーク連邦政府首相の政権下において行財政改革が本格的に行われた。その一環として、社会資本整備において民間部門の活用の検討がなされ、PPPの手法が導入されることになった。その先駆けとなるのが 1989年に契約が締結されたシドニー・ハーバー・トンネルプロジェクト (ニュー・サウス・ウェールズ (NSW)州政府による総事業費約 7.5 億ドルのトンネル整備事業。日本の熊谷組が JV (Joint Venture)の一員として出資、施工に関わった)である7。PPP 導入当初の段階では、PPP は当事業の他、道路や水道施設など、限られた事業で用いられるのみであった8。

しかし、「この行政改革の動きや景気回復の影響で一時的に持ち直した財政状況 も、1990年代前半には再び悪化⁹」する。この流れを受け、1996年に自由党・国

^{7 「}入門インフラファンド」野村総合研究所 福田隆之、谷山智彦、竹端克利 (2010)

^{8 「}豪州及び日本のインフラ分野における PPP プロジェクト〜民間部門参入の促進に向けて〜」日本貿易振興機構(ジェトロ) (2010)

⁹ 同 7

民党の保守連立政権から選出されたジョン・ハワード連邦政府首相は再び財政改革に乗り出し、歳出削減の一環としてインフラ整備における民間資金の導入や、民営化の促進を行った¹⁰。そして航空法(Airport Act 1996。空港の管理システムを整備した法律で、その中で空港のリース、運営管理を民間企業に認めている)、電気通信法(Telecommunication Act 1997。電気通信に関するサービスの向上や、そのサービス提供において民間部門の参加を促進するための法律)など、多くの法律の整備がなされる¹¹ことにより、民間部門の参入機会が拡大した。

オーストラリアでは、導入初期の PPP 事業は、主に BOO (Build-Own-Operate) 12 方式または BOOT (Built-Own-Operate-Transfer 13) 方式が採られ 14 、主要リスクは単純に民間部門に移転されるのみであったが、徐々に公共部門及び民間部門の適切なリスク配分、公共部門による主要サービスの提供を確保することを目的に、公共部門のインフラ事業への関わり方が論じられるようになっていった。

2 2000年~現在まで

この時期は、1州政府のPPPに対する試みが、オーストラリアの国全体の制度を変えることになる時期である。

2000年、スティーブ・ブラックビクトリア州首相が率いる労働党政権下で、ビクトリア州政府所管機関であるパートナーシップス・ビクトリア (Partnerships Victoria) が PPP における政策の枠組 (The Partnerships Victoria policy and guidelines) を導入した。これは、契約期間全体を通したコスト計算、リスクマネジメント、公共と民間との適切なリスク配分に焦点を合わせたもの15であった。

この政策及びガイドラインの大きな特徴は、これまで事業のコアサービス(社会インフラ事業に関する主要なサービスで、例えば病院における医療業務や学校における教育業務に直接関わる業務)は民間部門が担い、事業におけるほとんど全てのリスクを民間部門が負担していたのを改め、プロジェクトのコアサービスは政府が担い¹⁶、ノンコアサービス(社会的インフラにおける施設の清掃、保安、維持等、コアサービス以外の業務)は民間部門が担うということを明確にしたことである。これは、人々の日常生活に不可欠な社会インフラのサービスを、コアサービス、ノンコアサービスの区別なしに民間部門に委託して、万が一この民間

¹⁰ 同 7

¹¹ 同 8

¹² 「民間事業者が施設等を建設し、維持・管理及び運営し、事業終了時点で民間事業者が施設を解体・撤去」する事業方式内閣府民間資金当活用事業推進室 HP より

 $[\]underline{http://www8.cao.go.jp/pfi/tebiki/shiryou/yougosyuu/yougosyuu11.html\#az01}$

¹³ BOO とほぼ同じ形態だが、異なる点は事業終了後に民間部門が施設の所有権を政府に移転 (Transfer) するところである。

¹⁴ 同 6

¹⁵ パートナーシップス・ビクトリア (Partnerships Victoria) HP

 $[\]underline{http://www.partnerships.vic.gov.au/CA25708500035EB6/0/B2FD4F20E80A14B4CA2570AE00050F22?OpenDocument}$

^{16 「}PPPs IN Australia」 Duffield, C.F http://www.hku.hk/cicid/3_events/32/papers/2.pdf

部門が破綻した場合、人々の生活に多大な不利益を与えることになる事態を防ぐ ことを意図したものである。

この政策及びガイドラインの内容は、イギリスの PFI モデルが基礎となっているが、この内容は 2000 年以降各州の PPP に関する政策における基礎となった¹⁷。

そしてその後、ケビン・ラッド連邦政府首相が率いる労働党政権下で 2008 年に設立された連邦政府の法定諮問機関であるインフラストラクチャー・オーストラリア(Infrastructure Australia)が導入した「国家官民連携政策及びガイドライン」(National Public Private Partnership Policy and Guidelines)にも、この政策及びガイドラインの主要な内容が取り入れられた18。

2008 年、オーストラリア政府協議会(COAG、Council of Australian Governments) ¹⁹は、インフラストラクチャー・オーストラリアが導入した前掲の「国家官民連携政策及びガイドライン」を承認した。その結果、全ての連邦、州、準州の政府機関が同政策及びガイドラインを適用することとなり、各法域の政策、指針は基本的に共通化されることとなった²⁰。

前掲のとおり、オーストラリア PPP 導入当初は、道路や水道施設など、限られた事業にしか用いられていなかったが、現在では学校やコンベンションセンター、病院等、広範囲にわたるインフラの建設・運営において PPP が利用されている²¹。オーストラリアでは、今後 10 年間で 4,000 億ドルをオーストラリア国内のインフラ整備に投資する予定であるが、その際 PPP で調達した場合、60 億ドルのコスト削減が見込まれるとされている²²。

パートナーシップス・ビクトリア23とは

ビクトリア州政府財務金融省商業部に置かれた組織である。役割として、ビクトリア州のインフラに関する政策や方針の立案及び、インフラ事業実施機関に対する助言を行う。パートナーシップス・ビクトリアは現在 21 のプロジェクトを有しており、その事業費は約 105 億ドルである。

¹⁷ 「Public Private Partnership in Australia: An Overview of their Nature, Purpose, Incidence and Oversight」
Linda M English (2006)

¹⁸ 同 6

^{19 1992}年に設立された、連邦首相 1名、各州 (準州含む)、首相 6名、各特別地域主席大臣 2名、豪州地方自治体協会会長 1名で構成される協議会であり、国家的に重要な政策や連邦政府・州政府・地方自治体間で協力が必要な政策等について協議を行う。設立に法的根拠はないうえ、当会議での合意に拘束力はないが、各構成員は立法措置を含む必要な対応を採ることが求められる。

オーストラリア政府協議会 HP http://www.coag.gov.au/

 $^{^{20}}$ $\mbox{\sc Av}$ $\mbox{\sc Theorem 1.5}$ $\mbox{\sc Theorem}$ (Infrastructure Australia) HP

http://www.infrastructureaustralia.gov.au/public_private_partnership_policy_guidelines.aspx

²² 「Performance of PPPs and traditional Procurement in Australia」 Infrastructure Partnerships Australia (2007)

²³ 同 15

インフラストラクチャー・オーストラリア24とは

もともとオーストラリアのPPPは、独自の政策やガイドラインを有する各州政府が 独自に行なっており、PPPについてオーストラリアの全体を取りまとめる国家レベル の組織が存在しなかった。そのような状況の中、2007年に発足したケビン・ラッド連 邦政府首相率いる労働党政権が、各州政府、民間部門との協力により長期的かつ十分 に調整された計画に従って国家基盤の改善を進めるため、オーストラリアにおけるイ ンフラ需要を評価、調整し、インフラ整備を計画する国家的組織25として、2008年に 設立された機関がインフラストラクチャー・オーストラリアである。

この組織は、インフラストラクチャー・オーストラリア法(Infrastructure Australia Act 2008) により設立された法定諮問機関であり、役員は議長を含め12名からなる。 役員は連邦政府インフラ・交通・地方開発・地方政府大臣により任命される。議長は JPモルガンの非常勤会長であるロッド・エディントン氏が努めており、役員は連邦政 府職員、州政府職員、大学教授、民間部門関係者で構成されている。この機関の活動 は連邦政府インフラ・交通・地方開発・地方政府省のインフラ調整官及びそのスタッ フにより支えられている。

この機関の主な役割は以下のとおりである。

- ①連邦、州、準州、地方自治体、投資家、インフラ所有者に対し、以下に関する助 言や連絡をすること
 - ・国家的に重要なインフラ事業の優先順位
 - ・政策や規制の変更
 - ・効率的なインフラの供給や発展を妨げる問題に対する対応策
 - ・利用者のニーズ
 - ・資金調達メカニズム
- ②将来の予測を考慮に入れたインフラの重要性に関する調査を行い、国家的に重要 なインフラ事業の優先順位に関するリストを作成し、豪州政府協議会に提出す る。
- ③依頼を受けて新しいインフラのビジネスケースの評価を行う。
- ④国家的なインフラ事業に投資するに当たっての障壁や阻害要因を特定する。

^{25 「}オーストラリア・ラッド政権の1年 総合調査報告書」国立国会図書館調査及び立法調査局 (2009)

第2節 オーストラリア PPP の活用状況

1980年から2005年までの州ごとの事業内容、累計件数、事業費累計は以下の表のとおりである。この表によると、件数累計、事業費累計ともにビクトリア州がトップである。オーストラリアで事業費が最も多い事業は道路関係事業であり、件数が多いのは発電所等のエネルギー関係事業となっている。

オーストラリア州別事業種類、事業件数、事業費累計一覧 (1980~2005)

カテゴリー				州					合計	
<i>M</i> / a y –		州合同	NSW	NT	QLD	SA	TAS	VIC	WA	चि च
刑務所・矯	事業費		25		89			1,370	79	1,563
正施設	件数		1		2			8	1	12
教育施設	事業費		315		240			90		645
教 月 肔 臤	件数		2		1			1		4
エネルギー	事業費	1,450	717	380	2,311	820	78	874	863	7,493
エイルイー	件数	4	5	1	7	4	1	10	7	39
娯楽施設	事業費		703	1,100				1,066		2,869
炽米旭餀	件数		2	1				4		7
医療施設	事業費		359		561		30	1,019	700	2,669
区	件数		4		1		1	4	1	11
IT 関係	事業費							360		360
11)到休	件数							3		3
裁判所	事業費							140	210	350
秋中小	件数							1	2	3
鉄道	事業費	1,300	266		223			4,362		6,151
	件数	1	2		1			6		10
道路	事業費		7,550		82			4,455		12,087
坦 蹈	件数		9		1			3		13
廃棄物処理	事業費				105					105
施設	件数				1					1
水道	事業費		658		70	324		325		1,377
小坦	件数		5		2	6		9		22
合計	事業費	2,750	10,593	1,480	3,681	1,144	108	14,061	1,852	35,669
口印	件数	5	30	2	16	10	2	49	11	125

※事業費が確認できる事業のみ掲載。事業費単位は百万ドル。

※NSW:ニュー・サウス・ウェールズ州、VIC:ビクトリア州、QLD:クイーンズランド州、WA:西オーストラリア州、SA:南オーストラリア州、TAS:タスマニア州、NT:北部準州 2006 Linda M English [Public Private Partnership in Australia: Overview of their Nature, Purpose, Incidence and Oversight] 参照

参考までに、2005 年までの日本の累計 PFI 実施件数は 219 件、累計 PFI 事業費は 14,799 億円(1 豪ドル 80 円換算で 18,498 百万豪ドル)であり 26 、 1 件あたりの事業額は 67 億円(約 84 百万ドル)である。また PFI 発祥の国であるイギリスにおける 2005 年までの PFI 実施件数は 470 件、累計事業費は 33,816 百万ポンド(1 豪ドル 0.6 ポンド換算で約 56,360 百万豪ドル)、1 件あたりの事業費は 72 百万ポンド(115 百万豪ドル)である 27 。それに対しオーストラリアの累計実施件数は 125 件、累計事業費は 35,669 百万ドル、1 件あたりの事業費は約 285 百万ドルとなっている。各国を比較すると、オーストラリアは 1 件あたりの事業費が日本、イギリスに比べ非常に高いことが分かる。

⁻

²⁶ 内閣府 民間資金等活用事業推進室 「PFIの概要について」

第2章 オーストラリアにおける PPP の概要

第1章で述べたとおり、インフラストラクチャー・オーストラリアがまとめた国家官民連携政策及びガイドライン²⁸は、オーストラリア国内全ての連邦、州・準州の政府機関において適用され、これに基づいて PPP 事業は行われている。この章では、当政策・ガイドラインを踏まえて、オーストラリアの PPP の内容について、概説するものである。

第1節 国家官民連携政策及びガイドラインとその構成

この節ではまずインフラストラクチャー・オーストラリアが発行した国家官民 連携政策及びガイドラインと、その構成を紹介する。

この政策及びガイドラインは、適切なリスクの移転、技術革新の促進や効率的な資産の運用等を通じて、より良いサービスや、第2節3 (1)で述べる VFM (Value for Money)を提供するために、オーストラリア連邦政府、各州、準州が承認した PPP 事業遂行における共通した枠組である。各政府は基本的にこの政策及びガイドラインに従って PPP 事業を行うことになる。この枠組は 2008 年 12 月に発行されたものであり、以下のような構成となっている。

(構成)

National PPP Policy Framework	国家官民連携政策の枠組
National PPP Guidelines Overview	以下 PPP ガイドラインの全体的な概要
Volume 1 Procurement Options Analysis	調達方法の分析
Volume 2 Practitioners Guide	PPP 事業の流れについて
Volume 3 Commercial Principles for Social Infrastructure	社会インフラの契約内容及び管理方法
Volume 4 Public Sector Comparator Guidance	PSC の算出方法
Volume 5 Discount Rate Methodology	割引率設定方法
Volume 6 Jurisdictional Requirements	各州規定

この政策及びガイドラインは上記のとおり基本的に全ての州、準州、首都特別地域に適用されるものであるが、当ガイドライン Volume 6 のとおり、特定の部分においては各州において独自の規定がある。

オーストラリアの PPP 事業は州政府単位で行われるものがほとんどであり、各 州政府には PPP 政策とガイドラインの担当部署あるいは担当者が置かれている。 部署あるいは担当者は、主に州政府の財務部門に置かれており、そこで各州の PPP 政策策定が行われている。

第2節 オーストラリア PPP の概要

この節では、オーストラリア PPP の概要を、PPP 定義と目的、PPP 対象事業、PPP 主要原則 (VFM とリスク分担)、事業者選定・契約の流れに分けて説明する。

1 PPPの定義と目的

当国家官民連携政策及びガイドラインによると、PPP は、政府のサービスの義務の代理もしくはその補助として、民間部門がインフラ及び関連サービスを提供することに対して、政府が民間部門に対価支払を行う、政府と民間部門との長期契約であるとしている。その主な特徴は、民間部門が一定期間にわたり設計、建設、資金調達、維持管理、補助的サービス提供を含む、資産創出を伴うサービスの提供を行い、政府はそのサービスの内容に対し対価を支払うというものである。

PPP の目的は、民間部門の資金調達を基盤として、リスクの適切な移転、技術やサービスの革新、より有効な資産活用、事業契約期間全体にわたるマネジメントを通じてのサービスの改善、優れた VFM の達成にあるとしている。

この目的を達成させ、官と民が協力して必要な業務を遂行するための一貫した 枠組が当政策であるが、当政策は、以下のような目的を有している。

- ・ VFM が実現されると明確に証明される公共インフラや関連サービスに対する民間からの投資を促すこと
- ・ インフラ及び関連サービスの革新を促すこと(高速道路利用に係る自動集金 システムにおいて、口座残額の連絡及びデポジットの操作を携帯電話で行え るサービスの導入など)
- プロジェクト選定、入札及び落札において厳格なガバナンスを確保すること
- オーストラリア全域における PPP 適用の枠組設定と手続きの簡略化
- 結果に対する説明責任を明確にすること(民間部門ではなく公共部門が、インフラ利用者を含む一般への説明責任を負う)

2 PPP 対象事業

オーストラリアの PPP 事業は、経済インフラである道路、鉄道、空港や、社会インフラである学校、病院、刑務所等、多岐にわたっている。しかし全てのインフラ事業が PPP に適合するわけではない。事業の目的、事業内容の確認、費用分析及びリスク分析を行い、PPP を含めた調達方法の選択が行われる。当ガイドラ

インでは、事業が PPP により調達されるのが妥当かどうかの判断材料として、以下の基準を設けている。必ずしも全ての基準に達する必要はないが、達する基準が多い事業ほど、VFM が最大化されることが期待されるため、PPP での調達にふさわしい事業ということになる。

- ・ 契約期間が長く(30年程度かそれ以上)、投資した費用がすぐに回収できな いリスクを民間部門が理解していること
- ・ 政府が要求するサービスアウトプットの数値化が可能であり、それを契約に おける支払メカニズムに反映することができること
- 事業の内容が、デザインや技術の面で革新を要求するほど複雑なものであること
- ・ 設計、建設、維持、管理等、事業全体の費用を一つの事業体が管理すること により、事業の効率性が増すこと
- ・ 事業が多くの民間企業体にとって魅力的なビジネスチャンスであり、十分な 競争を生み出すことが期待できること
- ・ 適切なリスク分担が可能であること
- 複数の契約を一つの契約にまとめることができること
- 契約の中に、政府職員によるコアサービスを補助するノン・コアサービスが 含まれていること
- 事業の価値を上げる、または民間部門への支払を減らすことができる追加ビジネスの機会があること

3 PPP における主要原則

当政策では、PPP を適用するに当たっての原則がまとめられているが、その中でも特に重要視されているのが VFM の達成と適切なリスク分担である。以下この2点について説明する。

(1)VFM の達成

VFM の達成は、PPP を行うに当たってもっとも重要な事項であり、これの達成がなければ事業を PPP で行う意味はなく、その場合は他の調達方法が用いられることになる。5,000 万ドル以上のプロジェクトの場合、これがあるかどうかの評価を受けなければならない。

他の手法と PPP とを比較し、かかるコストが PPP の方が安価な場合、VFM が達成できているとみなされるが、この時、PPP と比較するものとして、PSC (Public Sector Comparator) が用いられる。

PSC は、政府が事業を実施した場合の、事業期間全体のコストの見積額であり、事業固有のリスク、政府による調達コスト、中立化調整コスト(政府調達の際、政府の特質により有利になる要素を除くために調整する金額)移

転リスク (PPP のもとで民間部門に配分されるであろうリスク) で構成される。この PSC は後に述べる入札の過程において、入札者の事業提案書におけるコストと比較される。この際いずれの入札も事業に VFM をもたらさない場合は、政府は PPP による調達のプロセスを排除し、他の形態の調達方法で事業を行う権利を有する。

(2)適切なリスク配分

この政策及びガイドラインでは、PPP 適用に当たって、コアサービスについては政府が、ノンコアサービスは民間部門が担当することが明記されている。VFM を達成し、PPP 事業を進めるためには、このように官民の役割分担を明確にした上で、事業におけるリスクについて、それを管理する能力が最も優れた当事者に配分される必要がある。

適切なリスク配分は、リスク管理の最も優れた当事者に事業のリスクを配分することによるコストとリスクの最小化を目的とする。

この政策及びガイドラインは、PPP事業における公共部門と民間部門の適切なリスク配分を主要な原則として挙げている。当政策及びガイドラインが掲げる主要リスクの分担については、章末の表のとおりである。

4 事業者の選定・契約の流れ

このガイドラインでは、オーストラリア PPP における事業者の選定及び契約は、 以下のように進めることが示されている。調達の手続きはプロポーザル方式であ る。

手続きの大まかな流れとしては、まずプロジェクトチームが結成されて事業計画を作成し、EOI (Expressions of Interest) という事業参加者募集の発表が行われる。ここでは事業の目的や内容について、大まかな概要が提示され、EOI に応募してきた者は、事業に対する理解度や、事業の実行能力等が評価される。それに通過した者が、最終選考候補者として RFP (Request for Proposal) と呼ばれる、事業提案書提出要請の段階へ進む。ここでは当事業に対する要求事項(設計仕様、運営、提供サービス内容等)の詳細情報が提供され、それを元に各最終選考候補者は事業提案書を提出する。事業価格や設計の仕様、提供サービスの水準等様々な面から事業提案書は評価され、その後優先交渉権者の決定がなされる。そして契約に向けた協議がなされた後契約締結に至り、事業が開始される。

(事業者選定・契約の流れ)



上記のプロセスにおいて特徴的なのは、Probity Plan である。事業においての公平性、透明性を担保するために、このガイドラインではプロジェクトチームがこの計画を作成することを義務付けている。また、その計画の実行を助けるために、Probity Practitioner(公正保持担当官。発注者、受託者から独立した第三者が担う)が置かれる。内容には主に意思決定過程の設定、EOI 発表から応募書の受付、評価方法に、入札候補者の評価、入札時における手続き方法等が含まれる。

EOI の発表前には、EOI 募集の事前準備及び事業実施範囲の明確化の一環として、民間部門との話合いがなされる。これは、事業の必要事項に対する理解を官民ともに共通のものとし、民間部門の協力を得やすくすることを目的とする。ここでは事業の適用範囲、時間枠、事業に付随する問題及び必要事項等について話合いがなされる。

EOI 段階において、最終選考候補者に選ばれる者は基本的に三者であると当ガイドラインでは明記している。その理由は、入札の競争性を確保するため、及び

最終選考候補者が RFP 段階において参加を辞退するリスクを緩和するためである。

RFP 段階においては、対話型入札プロセス(Interactive tender processes)が 奨励される。これは、最終選考候補者の事業提案の質を向上し、政府にとってよ り良い事業効果を創出する目的のもと、事業提案書の提出が行われる前に政府側 と民間部門側との間で十分な直接的対話が行われる機会をもたらすものである。 対話の形式はプレゼンテーションやワークショップであり、最終候補者ごとに通 常3回から10回の間で行われる。この方法により、政府は事業への要求事項を説 明し、内容を明確にすることができる。一方最終選考候補者は、自身の事業提案 における話し合いを行うことで、政府の事業に対する要求事項についてのフィー ドバックを得るとともに、政府の要求事項についての誤解を最小限に抑えること ができる。この方法は、病院などの社会的インフラの事業において特に有効であ る。道路等の経済的インフラ事業と異なり、インフラの設計及び建設が民間部門 のみによって行われる一方で、運営は政府のみによって行われるため両者間の接 点がほとんどないことによる政府と民間部門の相互コミュニケーションに係るリ スクを緩和することができるからである。

優先交渉権者の決定にあたって、一者に絞り込めない場合は BAFO (Best and final offer) または Structured Negotiation Process により優先交渉権者を決定する。BAFO とは、二者の入札者を選抜し、事業提案の内容が政府側で定めた基準を満たしていない箇所の指摘を書面で行い、それを修正した提案書の再提出を求めるというものである。Structured Negotiation Process とは、二者の入札者を選抜し、直接提案内容に関する交渉を行い、改めて両者の再評価を行うというものである。両者を比較すると、入札者が提案書を再度提出しなければならないことから BAFO の方が入札者の負担が大きいと考えられる。しかしいずれの方法によっても、入札者の負担緩和のためにできるだけ短い期間で優先交渉権者を決定する必要がある。

契約締結後は、インフラ建設期間、及び完成後の運営初期(少なくとも2年間)において政府の監督を受けることが望ましいとされている。

(参考-国家官民連携政策・ガイドラインにおける主要リスク分担表)

リスクの種類	リスクの内容	リスク負担者
用地		
既存構造(改修/拡張)	既存の構造が、改善を行うに十分な 造りではない際に、追加的建設期間 やコストが必要になる際のリスク。	民間部門が負担する。
用地条件	用地の地盤条件が予想以上に悪く、 建設コストの増加及び/または建設 の遅延が生じるリスク。	通常は、民間部門が負担するが、状況 によっては、一部を政府が負担した方 が適切な場合がある。
承認	事業の実施に必要とされる承認が取得されていない、あるいは、承認の取得はある条件の下に可能だが、その条件は予想外のものであり、結果、コストの増加や建設の遅延が生じるリスク。	政府がこのリスクを負担する意思で ある場合を除き、民間部門が負担す る。
環境(1)	用地が汚染されており、その清浄化 に多大なコストが生じるリスク。	通常は民間部門が負担するが、状況によっては、一部を政府が負担した方が 適切な場合がある。例えば、未確認の 汚染の存在の可能性や、汚染が及ぼす 影響の程度がはっきりしないことな どによって、多大なリスクが生じてい る場合がこれに当たる。
環境 (2)	全ての事業契約、出資・融資に関す る諸契約の締結が完了する前に、用 地近接地にて汚染が生じるリスク (用地が政府所有の場合)。	政府がリスクを負担し、契約締結及び 事業に対する出資・融資に関する合意 の締結の完了前に、敷地外の未確認汚 染に対する補償あるいは賠償を行う。
環境(3)	全ての事業契約、出資・融資に関する諸契約の締結の完了前に、用地近接地にて汚染が生じるリスク(用地が政府所有のものではない場合)、及び、契約締結及び事業に対する出資・融資に関する合意の締結の完了後に、用地近接地にて汚染が生じるリスク(用地が政府所有のものである場合、あるいはそうではない場合の両方を含む)。	民間部門が負担する。

	T		
用地の清浄化	事業契約委託期間における用地利用	(政府が再度、用地を所有するのか否	
及び回復	の結果、その清浄化及び回復を大規	かに関わらず) 通常は、民間部門が負	
	模に行い、用地を将来的利用に適し	担する。但し、政府に汚染リスクの負	
	た状態とする義務が生じるリスク。	担の意思がある場合は、この限りでは	
		ない。	
先住民権	先住民権に関する問題によるコスト	用地の選定が政府によって行われた	
	増、事業遅延、賠償支払いのリスク、	場合は、通常、政府がリスクを負担す	
	用地利用の禁止、または用地利用承	る。	
	認が無効化される際のリスク。		
文化遺産	用地での、考古学的/文化遺産の発見	用地の選定が政府によって行われた	
	により、コスト及び事業遅延の生じ	場合は、通常、政府がリスクを負担。	
	るリスク。	用地の選定が民間部門によって行わ	
		れた場合は、民間部門がリスクを負担	
		する。	
用地の利用可	用地が第三者により所有されてお	民間部門が負担する。	
能性	り、その所有権取得/利用の交渉が不		
	可となるリスク。		
設計、建設、通	置當		
設計	施設建設の設計内容が予算内で行う	政府が強制的な変更を実施したこと	
	İ	July 10 July 1	
	ことが不可能であるものである際	により、設計に欠陥が生じたことが明	
	ことが不可能であるものである際 の、コスト増加に関するリスク。		
		により、設計に欠陥が生じたことが明	
建設		により、設計に欠陥が生じたことが明白である場合を除き、民間部門が負担	
建設	の、コスト増加に関するリスク。	により、設計に欠陥が生じたことが明白である場合を除き、民間部門が負担する。	
建設	の、コスト増加に関するリスク。 施設/設備のコスト内及び納期内で	により、設計に欠陥が生じたことが明白である場合を除き、民間部門が負担する。 事業契約において、このような事態に	
建設	の、コスト増加に関するリスク。 施設/設備のコスト内及び納期内で の完成を妨げるような事態が建設期	により、設計に欠陥が生じたことが明白である場合を除き、民間部門が負担する。 事業契約において、このような事態におけるコスト及び/または遅延に対す	
建設運営	の、コスト増加に関するリスク。 施設/設備のコスト内及び納期内で の完成を妨げるような事態が建設期 間に生じ、事業の遅延する際のリス	により、設計に欠陥が生じたことが明白である場合を除き、民間部門が負担する。 事業契約において、このような事態におけるコスト及び/または遅延に対する救済条項が設けられていない限り、	
	の、コスト増加に関するリスク。 施設/設備のコスト内及び納期内で の完成を妨げるような事態が建設期 間に生じ、事業の遅延する際のリス ク。	により、設計に欠陥が生じたことが明白である場合を除き、民間部門が負担する。 事業契約において、このような事態におけるコスト及び/または遅延に対する救済条項が設けられていない限り、民間部門がリスクを負担する。	
	の、コスト増加に関するリスク。 施設/設備のコスト内及び納期内で の完成を妨げるような事態が建設期 間に生じ、事業の遅延する際のリス ク。 サービス提供の開始前に行うことが	により、設計に欠陥が生じたことが明白である場合を除き、民間部門が負担する。 事業契約において、このような事態におけるコスト及び/または遅延に対する救済条項が設けられていない限り、民間部門がリスクを負担する。 民間部門が負担する。ただし、政府も	
	の、コスト増加に関するリスク。 施設/設備のコスト内及び納期内で の完成を妨げるような事態が建設期 間に生じ、事業の遅延する際のリス ク。 サービス提供の開始前に行うことが 義務付けられている試験的運営(物	により、設計に欠陥が生じたことが明白である場合を除き、民間部門が負担する。 事業契約において、このような事態におけるコスト及び/または遅延に対する救済条項が設けられていない限り、民間部門がリスクを負担する。 民間部門が負担する。ただし、政府も	
	の、コスト増加に関するリスク。 施設/設備のコスト内及び納期内で の完成を妨げるような事態が建設期 間に生じ、事業の遅延する際のリス ク。 サービス提供の開始前に行うことが 義務付けられている試験的運営(物 理的なもの、運営上のものの両方を	により、設計に欠陥が生じたことが明白である場合を除き、民間部門が負担する。 事業契約において、このような事態におけるコスト及び/または遅延に対する救済条項が設けられていない限り、民間部門がリスクを負担する。 民間部門が負担する。ただし、政府も	
	の、コスト増加に関するリスク。 施設/設備のコスト内及び納期内で の完成を妨げるような事態が建設期 間に生じ、事業の遅延する際のリス ク。 サービス提供の開始前に行うことが 義務付けられている試験的運営(物 理的なもの、運営上のものの両方を 指す)が失敗し、事業の遅延や利益	により、設計に欠陥が生じたことが明白である場合を除き、民間部門が負担する。 事業契約において、このような事態におけるコスト及び/または遅延に対する救済条項が設けられていない限り、民間部門がリスクを負担する。 民間部門が負担する。ただし、政府も	
運営	の、コスト増加に関するリスク。 施設/設備のコスト内及び納期内で の完成を妨げるような事態が建設期 間に生じ、事業の遅延する際のリス ク。 サービス提供の開始前に行うことが 義務付けられている試験的運営(物 理的なもの、運営上のものの両方を 指す)が失敗し、事業の遅延や利益	により、設計に欠陥が生じたことが明白である場合を除き、民間部門が負担する。 事業契約において、このような事態におけるコスト及び/または遅延に対する救済条項が設けられていない限り、民間部門がリスクを負担する。 民間部門が負担する。ただし、政府も	
運営	の、コスト増加に関するリスク。 施設/設備のコスト内及び納期内で の完成を妨げるような事態が建設期 間に生じ、事業の遅延する際のリス ク。 サービス提供の開始前に行うことが 義務付けられている試験的運営(物 理的なもの、運営上のものの両方を 指す)が失敗し、事業の遅延や利益 の損失が生じる際のリスク。	により、設計に欠陥が生じたことが明白である場合を除き、民間部門が負担する。 事業契約において、このような事態におけるコスト及び/または遅延に対する救済条項が設けられていない限り、民間部門がリスクを負担する。 民間部門が負担する。ただし、政府も試験的運営への協力の義務を負う。	
運営	の、コスト増加に関するリスク。 施設/設備のコスト内及び納期内での完成を妨げるような事態が建設期間に生じ、事業の遅延する際のリスク。 サービス提供の開始前に行うことが義務付けられている試験的運営(物理的なもの、運営上のものの両方を指す)が失敗し、事業の遅延や利益の損失が生じる際のリスク。 以下のいずれかが原因となり、出資	により、設計に欠陥が生じたことが明白である場合を除き、民間部門が負担する。 事業契約において、このような事態におけるコスト及び/または遅延に対する救済条項が設けられていない限り、民間部門がリスクを負担する。 民間部門が負担する。ただし、政府も試験的運営への協力の義務を負う。	
運営	の、コスト増加に関するリスク。 施設/設備のコスト内及び納期内での完成を妨げるような事態が建設期間に生じ、事業の遅延する際のリスク。 サービス提供の開始前に行うことが義務付けられている試験的運営(物理的なもの、運営上のものの両方を指す)が失敗し、事業の遅延や利益の損失が生じる際のリスク。 以下のいずれかが原因となり、出資者に投資損失を招く際のリスク。	により、設計に欠陥が生じたことが明白である場合を除き、民間部門が負担する。 事業契約において、このような事態におけるコスト及び/または遅延に対する救済条項が設けられていない限り、民間部門がリスクを負担する。 民間部門が負担する。ただし、政府も試験的運営への協力の義務を負う。	
運営	の、コスト増加に関するリスク。 施設/設備のコスト内及び納期内での完成を妨げるような事態が建設期間に生じ、事業の遅延する際のリスク。 サービス提供の開始前に行うことが義務付けられている試験的運営(物理的なもの、運営上のものの両方を指す)が失敗し、事業の遅延や利益の損失が生じる際のリスク。 以下のいずれかが原因となり、出資者に投資損失を招く際のリスク。 ・民間部門が、プロジェクトに必要	により、設計に欠陥が生じたことが明白である場合を除き、民間部門が負担する。 事業契約において、このような事態におけるコスト及び/または遅延に対する救済条項が設けられていない限り、民間部門がリスクを負担する。 民間部門が負担する。ただし、政府も試験的運営への協力の義務を負う。	

	・民間部門が、債務支払い不可能と	
	なる。	
	・民間部門が、事業サービスの提供	
	者として不適合であるということ	
	が判明する。	
	・民間部門あるいはその出資者の財	
	務負担が財務能力を超過し、企業	
	破綻となる。	
誠実性	契約締結後に、民間部門が事業サー	このようなリスクは公共サービスの
	ビスの提供を行うのに不適当である	提供に支障をきたすので、政府がリス
	ということが判明し、公共サービス	クを負担する。
	の提供に影響を与える際のリスク。	
財務	事業契約の締結後に、民間部門が、	このようなリスクは、公共サービスの
	債務支払い不可能となる、あるいは	提供に支障をきたすので、政府がリス
	民間部門またはその出資者の財務負	クを負担する。
	担が財務能力を超過し、企業破綻と	
	なり、結果公共サービスの提供に影	しかし、政府は民間部門との契約を解
	響を与える際のリスク。	除する権利を有し、この場合、民間部
		門は契約解除に関わる財政損失の全
		てを負担する。
技術	民間部門が、事業に必要なインフラ	このようなリスクは、公共サービスの
	または運営システムを納期内に納品	提供に支障をきたすので、政府がリス
	できなくなり、それが公共サービス	クを負担する。
	の提供に影響を与える際のリスク。	しかし、政府は民間部門との契約を解
		除する権利を有し、この場合、民間部
		門は契約解除に関わる財政損失の全
		てを負担する。
運営	民間部門が、事業の提供サービスの	このようなリスクは、公共サービスの
	運営及び管理を効果的に行えなくな	提供に支障を及ぼすので、最終的には
	り、それが公共サービスの提供に影	政府がリスクを負担する。
	響を与える際のリスク。	しかしながら、民間部門の提供サービ
		スの質低下によって生じる財政的損
		失は、民間部門が負担するものとす
		る。

		1
契約締結前の 金利	契約締結前に金利が上がったため に、入札価格も上がるリスク。	政府は通常、契約締結及び事業に対する出資・融資に関する合意の締結の完
715.41 O		了までの期間、及び、運営期間におい
		ては金利リスクを負担するが、建設期
		間においてはその限りではない。建設
		期間の金利リスクは、民間部門が負担
		する。
資金の調達	民間部門が、事業に必要な融資及び/	このようなリスクは、公共サービスの
不可	または出資を予想の額または条件に	提供に支障をきたすので、最終的には
	おいて受けられなくなるリスク。	政府のリスク負担となる。しかしなが
		ら、政府はこのような状況の下には、
		民間部門との事業契約を解除する権
		利を有する。
その他財務	政府が契約内容の変更を求めた際、	民間部門による資金調達が不可能と
事項	 それに対応するための民間部門の資	 なった場合のリスクは、政府の負担と
	 金調達が不可となるリスク。	なる。
所有権の変更	 民間部門における所有権や経営権の	 所有権・経営権の変更が事業に悪影響
別有権の多史		
	変更によって、民間部門の財務状況	を及ぼすリスクに対しては政府が負
	や安定性あるいは事業自体に悪影響	担し、所有権・経営権の変更が民間部
	が及ぶリスク。	門の事業遂行能力を阻害するリスク
		に対しては民間部門の負担となる。
財務再構築の	事業契約締結及び事業に対する出	政府及び民間の間で半々に共有する。
恩恵	資・融資に関する合意の締結の完了	
	あるいは他の段階において、事業コ	
	 ストの節減が可能な、大幅な財務再	
	 構築の可能性 (ポジティブリスク) 。	
税制変更	民間部門(その資産も含む)あるい	民間部門の負担となる。
	 は事業と関連した課税制度の変更の	
	 リスク。このリスクは、契約締結及	
	び事業に対する出資・融資に関する	
	合意の締結の完了の以前、以後のい	
	ずれの時期にも該当する。	
	フィックファリファリ で D DA コ ナ る。	

運営		
設備	必要とされる設備が予想以上のコス	通常は民間部門がリスクを負担。但
	トを生じた、または妥当な質ではな	し、限られたケースではあるものの、
	い、または必要量の調達ができてい	政府が、ベンチマーク付けを通じて、
	ない際のリスク。	あるいは資材調達が政府によって管
		理される場所(集水域など)において、
		リスクを負担する場合もある。
維持管理及び	設計及び/または建設の質が不十分	民間部門がリスクを負担する。
改修	であるために、維持管理及び改修の	
	コストが予想以上となるリスク。	
アウトプット	事業契約締結後(インフラ運転開始	政府の負担となる。
仕様の変更	前、開始後のいずれも該当)に、事	
	業のアウトプット仕様が変更された	
	際、コストが変動するリスク。	
下請け業者の	下請け業者の財政的破綻あるいはサ	民間部門の負担となる。
不履行	ービス提供の不履行により生じるリ	
	スク。	
技術の陳腐化	民間部門の提供サービスが、その提	民間部門の負担となるが、そのリスク
と革新	供におけるテクノロジー面で、他業	を緩和させるために準備金を設ける
	者あるいは政府の要求するレベルに	際は、政府がその資金の一部を充当す
	後れを取るリスク。	ることも可能。
市場		
経済低迷	ユーザー利用型の事業(政府から民	民間部門の負担となる。但し、政府が
	間部門へのサービス料支払いが、ユ	支払メカニズムに他の要素を盛り込
	ーザーの利用度に基づき行われる事	んだり、政府から補助金を受けた競合
	業)において、経済活動の低下が提	他社により生じる民間部門への影響
	供サービスの需要も低下させ、利益	を補償したりして、その一部を負担す
	が目標額を下回る際のリスク。	る場合がある。
競争	ユーザー利用型の事業において、民	民間部門の負担となる。但し、政府が
	間部門の提供サービスについて他社	支払メカニズムに他の要素を盛り込
	と顧客獲得のために競合することと	んだり、政府から補助金を受けた競合
	なり、利益に影響が出る際のリスク。	他社により生じる民間部門への影響
		を補償したりして、その一部を負担す
		る場合がある。
人口分布の変	人口分布や社会経済面での変化が、	民間部門の負担となる。但し、政府が
化	民間部門の提供サービスに対する需	支払メカニズムに他の要素を盛り込
	要に影響を及ぼし、利益に影響が出	み、その一部を負担する場合もある。

インフレリス 民間部門の得る利益の価値が、イン フレの影響によってプロジェクト期間中に減少していくリスク。
プレの影響によってプロジェクト期間中に減少していくリスク。
間中に減少していくリスク。 民間部門への支払いに使用される物価スライド方式に関するリスクを負担する。 本ットワーク及び相互コミュニケーション 支援的なネットワークの喪失を 民間部門の提供サービスが、その補完的役割を果たす政府ネットワークにおける変化が、事業にとって不利になる場合、政府のリスク負担となる。 リスク負担となる。 リスク負担となる。 リスク負担となる。 リスク負担となる。 リスク負担となる。 リスク自担となる。 し、政府が、オットワークにおける変化が、事業に悪影響が及ぶといったリスク。 民間部門の負担となる。 促し、政府が、オットワークにおける変化が、変更、価格変更のいずれかが実施され、事業の施設/設備がより多くの競争に晒されるリスク。 大口の競争に晒されるリスク。 内の提供サービスに生じる不利益に対して賠償を行う場合は、政府が一部負担することになる。 中の提供サービスに関する明記/予測事項が記されておらず、民間部門の提供サービスに悪影響を及ぼすリスク。 に悪影響を及ぼすリスク。 民間の負担となる。 日面コミュニ事業契約に、民間部門の提供サービスに悪影響を及ばすリスク。 民間部門の負担となる。
2 ## 2
2 ## 2
支援的なネットワークの要に
支援的なネットワークの喪失民間部門の提供サービスが、その補 定的役割を果たす政府ネットワーク に大きく依存している場合、ネット ワークの喪失あるいは変化の際に事業に悪影響が及ぶといったリスク。政府の政府ネットワークにおいて、 民間部門の負担となる。但し、政府が、
大ワークの喪失 完的役割を果たす政府ネットワーク に大きく依存している場合、ネット ワークの喪失あるいは変化の際に事業に悪影響が及ぶといったリスク。 民間部門の負担となる。但し、政府が、 大ワークにお 拡張、変更、価格変更のいずれかが 実施され、事業の施設/設備がより多くの競争に晒されるリスク。 マの競争に晒されるリスク。 民間の負担となるが、政府も賠償の形でしまって民間部 中の提供サービスに生じる不利益に 対して賠償を行う場合は、政府が一部 負担することになる。 日互コミュニ 事業契約に、政府が担うコアサービスに関する明記/予測事項が記され ておらず、民間部門の提供サービスに悪影響を及ぼすリスク。 民間の負担となる。 民間の負担をなるが、政府も賠償の形でリスクを負担する場合がある。 日互コミュニ 事業契約に、民間部門の提供サービスに悪影響を及ぼすリスク。 民間部門の負担となる。
(大きく依存している場合、ネット ワークの喪失あるいは変化の際に事業に悪影響が及ぶといったリスク。 既存の政府ネットワークにおいて、 拡張、変更、価格変更のいずれかが 実施され、事業の施設/設備がより多くの競争に晒されるリスク。
フークの喪失あるいは変化の際に事業に悪影響が及ぶといったリスク。 競争的なネットワークにおいて、
 業に悪影響が及ぶといったリスク。 競争的なネットワークにおいて、
 競争的なネットワークにおいて、
トワークにお ける変化
実施され、事業の施設/設備がより多
くの競争に晒されるリスク。 対して賠償を行う場合は、政府が一部 負担することになる。 民間の負担となるが、政府も賠償の形 ケーション スに関する明記/予測事項が記され
類型コミュニ
相互コミュニ 事業契約に、政府が担うコアサービ 民間の負担となるが、政府も賠償の形ケーション スに関する明記/予測事項が記され でリスクを負担する場合がある。 (1) ておらず、民間部門の提供サービス に悪影響を及ぼすリスク。 相互コミュニ 事業契約に、民間部門の提供サービ 民間部門の負担となる。
ケーション スに関する明記/予測事項が記され でリスクを負担する場合がある。 (1) ておらず、民間部門の提供サービス に悪影響を及ぼすリスク。 相互コミュニ 事業契約に、民間部門の提供サービ 民間部門の負担となる。
(1) ておらず、民間部門の提供サービスに悪影響を及ぼすリスク。 相互コミュニ 事業契約に、民間部門の提供サービ 民間部門の負担となる。
に悪影響を及ぼすリスク。 相互コミュニ 事業契約に、民間部門の提供サービ 民間部門の負担となる。
相互コミュニ 事業契約に、民間部門の提供サービ 民間部門の負担となる。
ケーション スに関する明記/予測事項が記され
(2) ておらず、政府が担うコアサービス
の提供に悪影響を及ぼすリスク。
労使関係及び 労働争議 (ストライキなど) 、内紛 民間部門の負担となる。但し、政府も
内紛 が、プロジェクトの遅延やコスト増 救済金の付与や、時間枠の拡大などを
加を招くリスク。 通じて、リスクの一部を負担する場合
がある。
承認 事業中途において必要となった追加 民間部門の負担となるが、当該の承認
承認の取得が不可能となる際のリスを必要とするような事業変更を行っ
ク。
ない(政府がリスクを負担する)。

	1		
法律の改正	事業契約締結時には予想できなかっ	政府の負担となるが、民間部門も資本	
(1)	た法律改正(州法律に限る)が、事	コストの増加による財政的影響に関	
	業またはその提供サービスを直接対	するリスクを、政府と合意の上に取り	
	象としたものであり、民間部門の資	決められた方法(あるコストの一定割	
	本経費または運営コストに悪影響を	合までは民間部門の負担とし、その割	
	及ぼすリスク。	合を超えたコスト額は、政府が負担す	
		る方法など) で一部負担する。	
法律の改正	事業契約締結時には予想できなかっ	政府の負担となるが、民間部門も資本	
(2)	た法律改正(州法、連邦法の限定な	コストの増加による財政的影響に関	
	し)が、一般を対象としたものであ	するリスクを、政府と合意の上に取り	
	り(すなわち、プロジェクトのみを	決められた方法(あるコストの一定割	
	対象としたものではないというこ	合までは民間部門の負担とし、その割	
	と)、事業運営段階にある民間部門	合を超えたコスト額は、政府が負担す	
	の資本経費、及び/または運営コスト	る方法など)で一部負担する。	
	に悪影響を及ぼすリスク。		
法律	法定機関から、提供サービスについ	民間部門の負担となる。	
	て、予想に反する価格、その他の変		
	更を要請される際のリスク。		
不可抗力事態			
不可抗力事態 不可抗力事態	不可抗力事態の発生により、民間部	民間部門が、資産の損失または損害の	
	不可抗力事態の発生により、民間部 門の提供サービスの供給が、事業契	民間部門が、資産の損失または損害のリスクを負担する。一方、政府は、民	
	門の提供サービスの供給が、事業契	リスクを負担する。一方、政府は、民	
	門の提供サービスの供給が、事業契 約で定められる条件に沿うことがで	リスクを負担する。一方、政府は、民 間部門の提供サービスの中断に関す	
	門の提供サービスの供給が、事業契 約で定められる条件に沿うことがで きなくなる(契約の成立前、成立後	リスクを負担する。一方、政府は、民 間部門の提供サービスの中断に関す るリスクを保険適用性の度合いに従	
	門の提供サービスの供給が、事業契 約で定められる条件に沿うことがで きなくなる(契約の成立前、成立後	リスクを負担する。一方、政府は、民間部門の提供サービスの中断に関するリスクを保険適用性の度合いに従い負担し、代替的サービスの手配、及	
	門の提供サービスの供給が、事業契 約で定められる条件に沿うことがで きなくなる(契約の成立前、成立後	リスクを負担する。一方、政府は、民間部門の提供サービスの中断に関するリスクを保険適用性の度合いに従い負担し、代替的サービスの手配、及びその供給業者に関するコスト(保険	
	門の提供サービスの供給が、事業契 約で定められる条件に沿うことがで きなくなる(契約の成立前、成立後	リスクを負担する。一方、政府は、民間部門の提供サービスの中断に関するリスクを保険適用性の度合いに従い負担し、代替的サービスの手配、及びその供給業者に関するコスト(保険が適用される場合は、このコストと保	
不可抗力事態	門の提供サービスの供給が、事業契 約で定められる条件に沿うことがで きなくなる(契約の成立前、成立後	リスクを負担する。一方、政府は、民間部門の提供サービスの中断に関するリスクを保険適用性の度合いに従い負担し、代替的サービスの手配、及びその供給業者に関するコスト(保険が適用される場合は、このコストと保	
不可抗力事態	門の提供サービスの供給が、事業契約で定められる条件に沿うことができなくなる(契約の成立前、成立後のいずれも該当)際のリスク。	リスクを負担する。一方、政府は、民間部門の提供サービスの中断に関するリスクを保険適用性の度合いに従い負担し、代替的サービスの手配、及びその供給業者に関するコスト(保険が適用される場合は、このコストと保険金額との差額)を負担する。	
不可抗力事態	門の提供サービスの供給が、事業契約で定められる条件に沿うことができなくなる(契約の成立前、成立後のいずれも該当)際のリスク。 施設/設備の設計面での寿命が予想	リスクを負担する。一方、政府は、民間部門の提供サービスの中断に関するリスクを保険適用性の度合いに従い負担し、代替的サービスの手配、及びその供給業者に関するコスト(保険が適用される場合は、このコストと保険金額との差額)を負担する。 民間部門の負担となるが、ハイテクノ	
不可抗力事態	門の提供サービスの供給が、事業契約で定められる条件に沿うことができなくなる(契約の成立前、成立後のいずれも該当)際のリスク。 施設/設備の設計面での寿命が予想より短かったために、改修コストが	リスクを負担する。一方、政府は、民間部門の提供サービスの中断に関するリスクを保険適用性の度合いに従い負担し、代替的サービスの手配、及びその供給業者に関するコスト(保険が適用される場合は、このコストと保険金額との差額)を負担する。 民間部門の負担となるが、ハイテクノロジーの事業に関しては、政府が一部	
不可抗力事態 資産所有権 技術の陳腐化	門の提供サービスの供給が、事業契約で定められる条件に沿うことができなくなる(契約の成立前、成立後のいずれも該当)際のリスク。 施設/設備の設計面での寿命が予想より短かったために、改修コストが増額するリスク。	リスクを負担する。一方、政府は、民間部門の提供サービスの中断に関するリスクを保険適用性の度合いに従い負担し、代替的サービスの手配、及びその供給業者に関するコスト(保険が適用される場合は、このコストと保険金額との差額)を負担する。 民間部門の負担となるが、ハイテクノロジーの事業に関しては、政府が一部負担する場合もある。	
不可抗力事態 資産所有権 技術の陳腐化 契約の不履行	門の提供サービスの供給が、事業契約で定められる条件に沿うことができなくなる(契約の成立前、成立後のいずれも該当)際のリスク。 施設/設備の設計面での寿命が予想より短かったために、改修コストが増額するリスク。 リースまたはその他の契約が、契約	リスクを負担する。一方、政府は、民間部門の提供サービスの中断に関するリスクを保険適用性の度合いに従い負担し、代替的サービスの手配、及びその供給業者に関するコスト(保険が適用される場合は、このコストと保険金額との差額)を負担する。 民間部門の負担となるが、ハイテクノロジーの事業に関しては、政府が一部負担する場合もある。 民間部門が、契約解除時点での資産損	
不可抗力事態 資産所有権 技術の陳腐化 契約の不履行	門の提供サービスの供給が、事業契約で定められる条件に沿うことができなくなる(契約の成立前、成立後のいずれも該当)際のリスク。 施設/設備の設計面での寿命が予想より短かったために、改修コストが増額するリスク。 リースまたはその他の契約が、契約違反または支払い不足などにより解	リスクを負担する。一方、政府は、民間部門の提供サービスの中断に関するリスクを保険適用性の度合いに従い負担し、代替的サービスの手配、及びその供給業者に関するコスト(保険が適用される場合は、このコストと保険金額との差額)を負担する。 民間部門の負担となるが、ハイテクノロジーの事業に関しては、政府が一部負担する場合もある。 民間部門が、契約解除時点での資産損	

資産譲渡の際
の残余価値

事業契約の満期終了または中途解除 による政府への資産譲渡において、 当該の資産の価値が、譲渡合意時に おける見積額よりも低い額となるリ スク。

政府の負担となる(民間部門の、資産 改修における資金充当不足額に限る)

第3章 PPPの事例

この章では、オーストラリアの中でも PPP の事業数、事業額が多く、現在の国家 官民連携政策・ガイドラインの基礎を作ったビクトリア州における PPP の事例を紹介する。 1 つは社会インフラである病院の事例、もう 1 つは経済インフラであるコンベンションセンターの事例である。

第1節 メルボルン王立子供病院再開発事業

この節では、社会インフラの建設事例として上記病院を取り上げ、パートナーシップス・ビクトリア HP^{29} にある事業概要、王立子供病院 HP^{30} 、州政府が発行した事業概要書 31 、監査報告書 32 の内容を元に事業内容についての紹介を行う。



完成イメージ図 メルボルン王立病院 HP より引用

http://www.newrch.vic.gov.au/Photogallery

-

 $^{^{29}}$ 同 15

³⁰ メルボルン王立子供病院 HP http://www.rch.org.au/rch/index.cfm?doc_id=1495

³¹ 「Partnerships Victoria Project Summary The new Royal Children's Hospital Project」 the Department of Human Services in conjunction with the Department of Treasury and Finance (Victoria Government)(2008)

³² The New Royal Children's Hospital -A public private partnership. Victorian Auditor-General (2009)



2009年1月建設中の写真 Auditor General's Report May 2009より引用

 $\label{lem:http://www.partnerships.vic.gov.au/CA25708500035EB6/WebObj/AuditorGeneral'sReportMay2009/\$File/AuditorWebObj/AuditorGeneral'sReportMay2009/\$File/AuditorWebObj/AuditorGeneral'sReportMay2009/\$File/AuditorWebObj/AuditorGeneral'sReportMay2009/\$File/AuditorWebObj/AuditorGeneral'sReportMay2009/\$File/AuditorWebObj/AuditorGeneral'sReportMay2009/\$File/AuditorWebObj/AuditorGeneral'sReportMay2009/\$File/AuditorWebObj/AuditorGeneral'sReportMay2009/\$File/AuditorWebObj/AuditorGeneral'sReportMay2009/\$File/AuditorWebObj/AuditorGeneral'sReportMay2009/\$File/AuditorWebObj/AuditorGeneral'sReportMay2009/\$File/AuditorWebObj/AuditorGeneral'sReportMay2009/\$File/AuditorWebObj/AuditorGeneral'sReportMay2009/\$File/AuditorWebObj/AuditorGeneral'sReportMay2009/\$File/AuditorGeneral'sReportMay200$

1 事業内容概要

現存する当病院は 1963 年に建設されたものであるが、現在高度で多くの専門分野にわたる医療サービスを子供に提供するには不向きになり、世界クラスの子供医療施設として期待される役割を果たせなくなるとともに、当日医療や外来医療の急速な拡大に対応しきれなくなったため、その解決策として、新病院建設に至ったものである。

新病院内容は、施設面積 154,000 ㎡、駐車場面積 77,000 ㎡、合計 231,000 ㎡。敷 地最大面積は 4.1ha、ベッド数 353 床となっている。

当事業を行うにあたっては、PPPを含む以下の4つの調達手法の候補が挙げられたが、事業全体のコストの削減、適切なリスク配分、病院の維持管理の改善、施設設計の革新といった点が考慮され、PPPが最も適切な事業手法であると決定され、事業が進められた。

①固定価格契約 (Fixed Price):

州政府が設計を行い、入札で決定した額で建設業者に建設を依頼する契約

②マネージング・コントラクト契約:

民間部門が設計から建設までを請け負い、州政府はそれに伴う契約額を一括 で支払う契約

③アライアンス契約:

州政府と民間建設業者がリスクを共有して事業を行う契約

④PPP 契約

事業者決定及び契約は以下の表のとおり行われ、コンソーシアムである Children's Health Partnership (CHP) が契約相手方として決定され、2007 年 11 月に契約が締結された。CHP の構成企業は Babcock & Brown (出資)、Bovis Lend Lease (建設)、Spotless Group (施設管理)、Billard Leece (設計)、Bates Smart (設計)、HKS (設計) である。

事業規模は946百万ドルで、事業内容は新病院の設計、建設、資金調達、維持管理 (医療機器の調達も含む)である。新病院は2011年12月にオープン予定で、民間部 門による維持管理期間は25年である。

(事業時系列)

	5月10日	EOI 公開
2006 年	6月8日	EOI 応募書提出締切
2000 +	7月31日	EOI 審査及び入札者の絞り込み (三者)
	10月11日	RFP 公開
	3月8日	RFP 事業提案書提出締切→評価後最終候補者選定
2007 年	6月1日	Structured Negotiation ブリーフィング
2007 4	9 月	優先交渉権者決定
	11月20日	契約締結
2011年	12 月	新病院完成及び運営開始 (予定)
2036 年	12 月	運営完了(予定)

事業概要書によると、この事業におけるリスク配分は、以下の表のとおりとなっている。おおむね第2章のガイドラインにあるリスク分担表と同様のリスク分担がなされているが、建設の法案が承認されないリスク、事業地の使用計画の拒否または負担付き条件を付けられた際のリスク、契約期間終了後、譲渡される施設の価値が事業契約で求められた水準を下回った際のリスクについては、ガイドラインと相反するリスク分担がなされている。理由は前二者については政府がこのリスクを負担する意思であること、後者は資産改修の積立金を民間部門が用意し、それを改修の際に充当させる意図であると考えられる。また、商業上の運営活動に関するリスクなど、当ガイドラインのリスク分担表には記載されていない内容が何点かある。売店や駐車場の運営などといった、事業の詳細に関するリスクの分担であるため、ガイドラインではカバーされていないものであると思われる。

(リスク分担)

リスク	内容	負担者
規則、計画に関するリスク	建設の法案が承認されないリスク	州
	事業地の使用計画の拒否、または負担付き条件を付けられた際の リスク	州
	承認を得たフレームワークの中での更なる計画の承認や建設の実 行に関するリスク	民間部門
	以前から存在し、認識されている汚染物の取扱または除去のコス ト	民間部門
	以前から存在しているが認識されていなかった汚染物の取扱また は除去のコスト	共有
	既存施設用地上の汚染物の取扱または除去のコスト	州
事業地に関するリスク	契約締結前に認識されていなかった歴史遺産が事業地で発見され た場合のリスク	州
	契約締結時に認識されていた事業地内の歴史遺産の取扱のコスト	共有
	事業地が、ネイティブタイトル (先住民が権利を有する) 主張の 議題になることに対するリスク	州
	契約条件上必要とされない部分の修繕、復旧に関するリスク	民間部門
	現在の病院がある土地を公園に適した土地にするリスク及び責任	州
	設計が時間通りに、または予算どおりに完成しなかった場合のリ スク	民間部門
	建設が時間通りに、または予算どおりに完成しなかった場合のリスク	民間部門
設計、建設、	設備の選択、調達及び維持の責任	共有
施設保有に関するリスク	完成した事業内容が事業目的に合致しない場合または建設上の義 務を遵守していない場合のリスク	民間部門
	民間部門から提供された施設またはサービスに関する重大な変更 に対するリスク	州
	施設が委任した基準を満たさない場合のリスク	民間部門
運営に関する リスク	医療サービスの費用 (医師や看護師の費用) が予想と異なる場合 のリスク	州
	施設が運営サービスを提供できない場合または求められた基準を 満たせない場合のリスク	民間部門
	維持コストが予算を超過する場合のコスト	民間部門
	運営コスト (調査できないコスト) が予算を超過する場合のコスト	民間部門

	運営コスト(調査できるコスト)が予算を超過する場合のコスト	共有
	施設の返還または改装に係るリスク	民間部門
	病院から求められた設備の価格の変動リスク	州
	エネルギー(電気等)消費量が当初同意していた量を超えた場合	共有
	のリスク	六日
法律または政	一般的な法律または政策の変更に関するリスク	共有
策の変更に関	当事業に特定した法律または政策の変更に関するリスク	州
するリスク	税法が変更になることによるリスク	民間部門
	売店以外の施設の実績が見込みと異なる場合のリスク	民間部門
	駐車場代売上が見込みと異なる場合のリスク	州
商業上の運営	売店の売上が見込みより少ない場合のリスク	民間部門
活動	売店の売上が見込より多い場合	共有
	売店の運営者が地所をリースできない際のリスク	民間部門
	事業に含まれる売店の建設に関するリスク	民間部門
不可抗力リスク	不可抗力により病院の建設または運営が妨げられる際のリスク	
	資金調達終了後、利子が変動した際のリスク	民間部門
金融リスク	州及び民間部門で共有した保険更新時の金額の変動リスク	共有
並織ソハソ	契約期間終了後、譲渡される施設の価値が事業契約で求められた 水準を下回った際のリスク	民間部門

2 事業に対する評価

ここでは、事業に対する評価として、総合的な評価、VFM に関する評価に分けて説明する。

(1) 事業の総合的な評価

2009 年にビクトリア州によって行われた当事業の監査報告書の評価は以下のとおりである。

計画策定段階における必要な情報やデータは十分存在していたが、それをどのようにうまく利用したかは、医師の意見をどのように考慮に入れたか確認できる証拠が無いなどといった理由から結論づけることはできなかった。またコアサービスのあり方、いわゆるビクトリア州における小児ケアの在り方についての定義が明確でなかったこと、当事業の病院がその中でどのような役割を果たすかの議論がなかなか進まなかったことで、事業の複雑化を助長する結果となった。

一方、入札は公正に行われ、設計及び建設はよく管理されて行われた。また、事

業の運営体制は、事業内容の監視、リスクや問題が発生した際の処理等における効 率的なフレームワークを提供している。

(2) VFM に関する評価

事業概要書によると、PSC は約 1,016 百万ドル、CHP が提示した金額は約 946 百万ドルであり、CHPと PPP 契約を結んだ場合、6.9%の費用削減が見込まれるた め、VFM は達成されると判断されている。

この数字以外にも、PPP 契約を結ぶことによって以下のような付随的な効果があ るとされ、これを達成しうるコンソーシアムとして、CHP が契約相手方に選ばれ ている。

- ・小売店、ジム、チャイルドケア、会議室等施設等の追加、契約期間終了後の追 加施設の継続使用
- ・追加スペースを含む、州想定よりはるかに大きい建物面積
- ・RCH 基金に対する約35百万ドルの寄付
- ・世界レベルの建物デザイン (外見、インテリア)
- ・民間部門が25年間施設を運営することによる、水族館、メルボルン動物園、子 供用映画館等へ投資する州の資金の確保
- ・テナントからの支払い及び、テナントが予想以上の収益を挙げた場合の利益の 共有
- ・電気や冷暖房を供給する 2.8 メガワットのトリジェネレーション施設、病院が 必要とする量を超えた一日あたり 100,000 リットルを王立公園やメルボルン動 物園のかんがいにも供給しうる汚水処理施設等、州が求める水準を大きく上回 る環境的に持続可能な施設の建設

当病院は前掲のとおり、2011 年 12 月にオープンされる予定であるが、当事業概 要書のとおり事業が進行すれば、医療面だけでなく環境面、財政面でも州政府及び 州の人々に多大な恩恵がもたらされることが予想される。オープン後、運営等にお いてどのような展開がなされるか、今後が期待される。

第2節 メルボルンコンベンションセンター開発事業

この節では経済インフラの建設事例として上記センターを取り上げ、パートナ ーシップス・ビクトリア HP33にある事業概要、センターHP34、州政府発行の監査 報告書35、そして事業契約書36の内容を元に事業内容の説明を行う。当事業は州に

³³ 同 15

³⁴ メルボルンコンベンションセンターHP http://www.mcec.com.au/

³⁵ 「Audits of 2 major Partnerships Victoria projects」 Victorian Auditor-General (2007)

³⁶ 「Project Agreement - in relation to the Melbourne Convention Centre Development」 The Secretary to the Department of Infrastructure for and on behalf of the Crown in right of the State of Victoria Plenaly Conventions Pty Ltd (2006)

よる情報開示政策が導入される(2007年)前に全ての事業契約、出資・融資に関する諸契約の締結が完了(2006年)されたものであるため、王立子供病院事業にあるような事業概要書が存在せず、VFM量的分析、リスク分担の詳細等についての情報が整理されていない。

メルボルンコンベンションセンター開発事業は、ホテル、オフィスタワーの建設等、センター周辺地区の開発を含めた、総事業費 14 億ドルの一大地域開発事業の中の一つの事業である。当センター開発事業は、この地域開発事業において中心的な位置を占める事業であり、PPP 契約のもと進められているものである。



コンベンションセンター外観 Partnership Victoria HPより引用

 $\underline{http://www.partnerships.vic.gov.au/CA25708500035EB6/0/0902EAD8013746EDCA2570B1008095BC}$



コンベンションセンター内部 Major Projects of Victoria HP より引用

http://www.majorprojects.vic.gov.au/home

1 事業内容概要

当事業は、ビクトリア州政府が 2004 年に経済政策³⁷の一つとして発表した、メルボルンにあるヤラ川土手で、エグジビジョンセンターの隣に世界規模のコンベンションセンターを建設する事業である。この事業は、当センターにより国際的な会議を誘致して観光産業の発展、経済の発展に寄与することを目的とする。

建設されるセンターは、5,000 人収容可能なメインホール、その他 2,500 人、1,500 人、1,000 人収容可能な会議場、ボールルーム、18 メートルのガラス壁面、32 部屋のミーティングルーム、8,400 人収容可能なロビーといった内容である。

事業を行うに当たっては、3つの調達手法が検討された。すなわち、1つ目は州が設計、建設を行う手法、2つ目は設計、建設、資金調達、運営を民間部門に委託する PPP 手法、3つ目は計、建設、資金調達を民間部門に委託し、運営は MCET (Melbourne Convention and Exhibition Trust³8) が行う PPP 手法が候補として挙げられたが、州に最適な VFM を提供すること、施設を使用するにあたっての柔軟性があること、MCET が行なってきた過去の成功例であることを考慮され、3つ目の手法が最も適切な調達手法であると決定され、事業が進められた。

^{37 「}Leading The Way Economic Statement April 2004」ビクトリア州政府(2004)

³⁸ ビクトリア州を代表して当センターを所有し、管理する州政府内組織。1994年に Melbourne Exhibition Centre Trust Act 1994により設立された The Melbourne Exhibition Centre Trust から、The Melbourne Convention and Exhibition Trust Act 1996により現在の組織となる。

事業者決定及び契約は以下の表のとおり行われ、Multiplex/Plenary Consortium(MPC)が契約相手方として決定され、2006年3月に契約が締結された。MPCの構成企業はPlenary Group (事業の取りまとめ)、Deutsche Bank (出資)、AUSTEXX(周辺地区開発)、Multiplex Constructions (建設)、Multiplex Facilities Management (施設管理)、Hilton International (ホテル運営管理)、NH Architecture (設計)、Woods Bagot (設計)、Larry Oltmanns (設計)である。当センター建設・維持等に係る事業規模は367百万ドルで、事業内容はコンベンションセンターの設計、建設、資金調達、施設維持、運営補助(イベントマネジメント、マーケティング、施設予約、ケータリング等についてはMCETが行う)である。当センターは2009年7月にオープンされ、民間部門による維持・期間は25年である。

(事業時系列)

2004 年	10 月	EOI 公開	
2004 +	12 月	EOI 応募書締切り及び審査 (入札者を三者に絞る)	
	3月	RFP 公開、その後 10 回の対話型ワークショップを行う	
2005 年	8月	RFP 事業提案書締切り及び提案書評価開始	
	11 月	最終候補者決定、Structured Negotiation 開始	
2月		優先交渉権者決定	
2006 年	3月	契約締結	
2009 年	7月	施設建設終了・施設運営開始	
2034 年	7月	運営終了 (予定)	

当事業の契約書には、以下のようにプロジェクト遂行に当たって民間部門が負担するリスクが記載されている。おおむね第2章にあるガイドラインのリスク分担と同様のリスク分担がなされていると思われるが、契約書にはリスクの具体的な内容の記載がないので、比較は困難である。また、王立子供病院と同様、売店の運営リスクについてなど、第2章のガイドラインリスク分担表にはないリスクの記載がある。

(民間部門が負担するリスク)

事業施設の建設、維持等に係る経費が当初見積より高額な際のリスク

事業地が第三者に占有されている際のリスク

事業地の状態に関するリスク (用地の状態が悪いなど)

デザイン、設計、契約上のサービス等に関係する技術的陳腐化に関するリスク

法律が事業に関する民間部門の権利に影響を与える際のリスク

労働争議に関するリスク

天候により引き起こされる事業の遅れ、費用の増大、売上の減少、民間部門のパフォーマンスに影響を与える際のリスク

州の契約に従って保険を獲得、維持できない際のリスク

州による各種承認取得の遅れにより発生する事業の遅れ、費用の増加、売上の減少に伴うリスク

各種承認の獲得・維持ができない場合、承認を受ける際の条件を満たせない際の リスク

コアサービスの内容が変更されることによって生じるリスク

資金の調達及び維持に関するリスク

売店の運営に関するリスク

施設の破損、損失に係るリスク(州の怠慢、不注意等により引き起こされた破損 または損失は除く)

2 事業に対する評価

ここでは、事業の評価として、総合的な評価、VFM に関する評価、建設内容の評価に分けて説明する。

(1)総合的な評価

2007年にビクトリア州によって行われた、監査報告書の事業に対する評価は以下のとおりである。

当事業におけるサービス需要、サービス提供内容等に関する調査は適切に行われた。また調達方法の選択は州政府の要望、パートナーシップス・ビクトリアの政策及びガイドラインに従い行われ、入札は公正に行われた。入札は、対話式入札の形を取ることによって適切に行われた。事業の誠実性は調達の各段階において維持され、事業内容は適切に記録されている。

また、設計及び建設は、契約したスケジュールに従い、統制されて進められている。利害関係者への情報公開も定期的に行われている。

(2) VFM 分析による評価

同監査報告書によると、VFM 分析では PPP で事業を行った場合、公共実施よりも安価で事業を進められることが認められている。

VFM 分析の他に、PPP で事業を行うことで以下のような付随的な効果があるとされ、これを達成しうるコンソーシアムとして、MPC が契約相手方に選ばれている。

・施設において「6グリーンスター39」ランクの環境水準(入札の際の要求水

³⁹ Green Building Council of Australia (GBCA)が設定している環境水準の格付け。格付けは 4, 5, 6 グリーンスターと 3 つあり、6 グリーンスターは最高ランクの格付け。

準は4グリーンスターであった)

- ・コンベンションセンターに隣接する、観光アトラクションであるヘリテージ 船「Polly Woodside」やミュージアムがある地区との効果的な調和
- 現存するエグジビジョンセンター拡大のためのスペースの確保
- ・ 当センターを媒介にした周辺地区の発展
- ・当センターを媒介にした周辺地区の発展による税収の増加

(3)建設内容の評価

当センターは、2009 年7月にオープンしたが、MPC は施設建設において期 待通り(入札時から考えると期待以上)の働きを見せ、6グリーンスターの環 境水準を達成している。これは当事業が排水リサイクルシステムや太陽光利用 の取り組みにより達成されたものであるが、このことに加え、高いレベルの建 築様式などが評価されて、2010 年の Australian Construction Achievement Award を受賞している40。 その他建築水準の高さや事業への取り組み等が評価 された賞を多数受賞している⁴¹。このことは事業を PPP によって行ったことの 成果として評価しうる。

また、建設期間中に 1,800 の雇用を創出したこと42、センターのオープン以来 一年ほどで 704 のイベントに用いられ 70 万人以上の利用があったこと⁴³、そし てそれがビクトリア州の経済に少なからず貢献していることからして、運営は 現在のところ順調に行われていると考えられる。

⁴⁰ オーストラリアにおける優れたインフラ建設に対し、オーストラリア建設者協会(Australian Construction Association) とオーストラリア技術者協会 (Engineers Australia) により、年に1度1件のみ選ばれる賞。 Australian Construction Achievement Award HP http://www.acaa.net.au/

⁴¹ Major Projects Victoria HP http://www.majorprojects.vic.gov.au/home

 $^{^{43}}$ メルボルンコンベンション・エグジビションセンターニュースレター「M News」 2010 年冬号

第4章 オーストラリア PPP の評価、展望と課題

現在のオーストラリア PPP については様々な評価がなされている。この章では、 第1節においてその評価を好意的なものと批判的なものに分け紹介するとともに、 第2節において今後のオーストラリア PPP の展望及び課題について記述する。

第1節 現在のオーストラリア PPP の評価

この節ではオーストラリアの PPP について、好意的な評価と批判的な評価に分けて紹介する。そして批判的な評価と関連して、PPP の失敗例を紹介する。

1 好意的な評価

好意的な評価としては、費用節減、事業期間短縮、コミュニティへの好影響、 情報の開示性、サービス水準の高さ、付加的な効果が挙げられている。

Infrastructure Partnerships Australia は、2007年に発表した「Performance of PPPs and traditional Procurement in Australia」で、2000年以降にオーストラリア国内で行われた事業のうち、従来手法 33事例、PPP事業 21事例を抽出して作成したデータから比較を行っている。このデータによれば、PPPは従来手法に比べ、費用削減、事業期間短縮の点から有利であることが読み取れる。このレポートによれば、この費用削減や事業期間短縮が、コミュニティへ潜在的な利益を与えることになると述べている44。

また、世界中に拠点を持つコンサルティング会社LECGのTimothy Irwin 氏と Tanya Mokdad氏が2009年に共同で執筆した論文によると、オーストラリアでは PPP契約書の内容はウェブサイト等で発表されており、PPPの情報開示性は高いと述べている 45 。

そして、2006年に Deloitte Research Study が発表した調査書では、PPP はインフラ利用者からの利用料や政府からのサービス料が民間部門の売り上げに直結することから、民間部門は強い動機を持ってサービス提供の水準を高め、政府はそのサービスを監視することにより、民間部門が提供するサービス水準の高さを維持することができているということを説明している46。

その他、第3章の事例紹介からも分かるとおり、PPP を用いることで VFM 達成以外の付加的な効果が得られることも PPP の利点として挙げることができる。

_

⁴⁴ 同 22

⁴⁵ 「Managing contingent liabilities in public-private partnerships: Practice in Australia, Chile, and South Africa」 Timothy Irwin, Tanya Mokdad (2009)

⁴⁶ Closing the Infrastructure Gap: The Role of Public Private Partnerships A Deloitte Research Study(2006)

費用超過比較

	事業公示一契約締結	契約締結一事業完了	事業全体
従来手法	62. 1%	13. 8%	44.7%
PPP	11.5%	2.4%	13.9%

時間超過比較

	事業公示—契約締結	契約締結一事業完了	事業全体
従来手法	28. 8%	23. 5%	25.6%
PPP	13.3%	-3. 4%	13. 2%

(2007) Infrastructure Partnerships Australia 「Performance of PPPs and Traditional Procurement in Australia」参照

2 批判的な評価

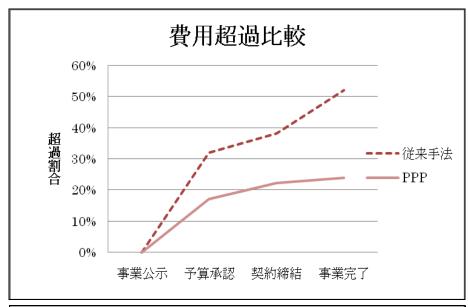
批判的な評価としては透明性の問題、事業時間超過の他に、楽観的な事業予測とリスクの軽視が挙げられており、これが原因となった事業の失敗例も存在する。

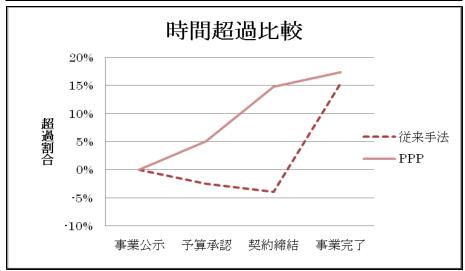
Valalie Sands 氏が 2006 年にニュー・サウス・ウェールズ大学(UNSW) Law Journal に寄稿した論文によると、PPP は従来手法に比べて透明性に問題があるとされている。同氏はこの論文において、PPP は契約書上の秘密保持規定が過度に利用され、一般市民が事業内容についての十分な情報が得られず、公共の説明責任が果たせるかどうか疑問であると述べている⁴⁷。

またメルボルン大学の調査チームが 2008 年に発表した調査書では、2000 年以降にオーストラリアで行われた資本コスト 2 千万ドル以上の事業のうち従来手法 42 件、PPP25 件を抽出してデータを比較しているが、コストパフォーマンスについては前掲の Allen Consultant Group の調査と同様の結果となっているが、時間 超過については PPP の方の遅れが大きいことを示している。特に優先交渉権者決定後の予算承認から契約締結までの期間が長くなっている⁴⁸。これは、抽出する事業によって結果は変わりうることを物語っている。

⁴⁷ The Right to Know and Obligation to Provide: Public Private. Partnerships, Public Knowledge, Public Accountability, Public Disenfranchisement and. Prison Cases J. Valarie Sands (2006)

⁴⁸ Report on the performance of PPP projects in Australia when compared with a representative sample of traditionally procured infrastructure projects. The University of Melbourne Research Team(2008)





(2008) The University of Melbourne Research Team「Report on the performance of PPP projects in Australia when compared with a representative sample of traditionally procured infrastructure projects」参照

その他批判的な意見として、シドニーの大手新聞社である Sydney Morning Herald の記事によると、PPP 事業による利益や地域への好影響を過大評価し、それにかかる費用や環境への悪影響を過小評価して事業を遂行した結果、多くの事業が莫大な負債と環境と社会への悪影響により、たくさんの人々に被害を与える結果に終わっている49と述べられている。

このような楽観的な事業見通しとリスクの軽視が招いた、PPP 事業破綻の代表例として、同じニュー・サウス・ウェールズ (NSW) 州の Sydney Cross City Tunnel 建設事業が挙げられる。

Sydney Cross City Tunnel 建設事業は、2002 年に Cross City Motorway

_

⁴⁹ 「PPP funding model needs an overhaul」 The Sydney Morning Herald (2010.1.21)

Consortium(CCM)が落札した PPP 事業である。このトンネルは、シドニーの Rushcutters Bay とダーリングハーバーを結ぶ、全長 $2.1 \mathrm{Km}$ ものである。BOOT 方式での事業で、最終的な費用は8億ドルと見積もられた 50 。

2005 年 8 月にオープンしたが、当初の見通し(1 日約 90,000 台)に対し実際の利用量はその約 3 分の 1 と、需要が伸びなかった。またトンネルの建設の拡大により、Toll 料金が契約締結時の予定額 2.5 ドルから、トンネル開通時には 3.56 ドルとなり 51 、当初の見込みより 1 ドル以上高額になってしまった。

これらが原因となり、2006 年 12 月にコンソーシアムが経営破綻 52 し、破産管財人の管理下に置かれた。その後 2007 年 6 月に ABN アムロ銀行とレイトンコンストラクターズによるコンソーシアムが約 7 億ドルで事業を購入した 53 。

この事例は、オーストラリアで最初の道路建設 PPP 事業の経営破綻例であるが、西シドニー大学の Peter Phibbs 氏によると、当事業失敗の原因は、道路の利用量見込みが楽観的だったこと、そしてインフレの影響や当初より長い距離の道路の建設にあたり政府が費用を負担しなかったことによる Toll 料金の値上げであるとしている54。

この他最近の例として、QLD 州ブリスベン市内を縦断する、6.8 kmの有料トンネルである「Clem 7」トンネル事業 55 がある。このトンネルは 2010 年 3 月 15 日に開通したが、Sydney Cross City Tunnel 同様、利用台数が予想を大きく下回った(1日 60,000 台の予想交通量の半分程度)ため、コンソーシアムである River City Motorway が資金難に陥り債権者 24 社と資金返済繰り延べの交渉を行なった 56 が、2011 年 2 月に結局破綻した 57 。この二つの失敗例で共通しているのは、当初の見通しと実績との大きな乖離であり、これは第 2 章第 2 節の 4 にある調達プロセスにおいて作成された、事業計画に甘さがあったことが予想される。

⁵² 「Receivers take over Cross City Tunnel」 ABC News Online(2007.12.27)

http://www.abc.net.au/news/newsitems/200612/s1818625.htm

 $\underline{\text{http://www.investmentfacilitymanagement.com.au/index.php?option=com_content\&view=article\&id=51\&Itemi}\\ \underline{\text{d=59}}$

⁵⁰ 「Driving Alone- Sydney's Cross City Tunnel」 Peter Phibbs (2007)

⁵¹ 同 50

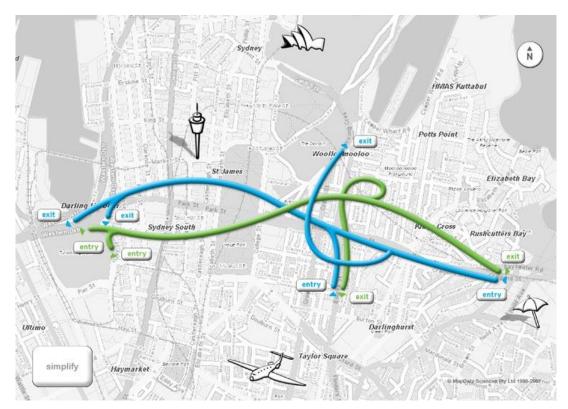
⁵³ 「Leighton leads \$700m buyout of Cross City Tunnel」 The Sydney Morning Herald (2007.6.20)

⁵⁴ 同 50

⁵⁵ Leighton Contractors HP

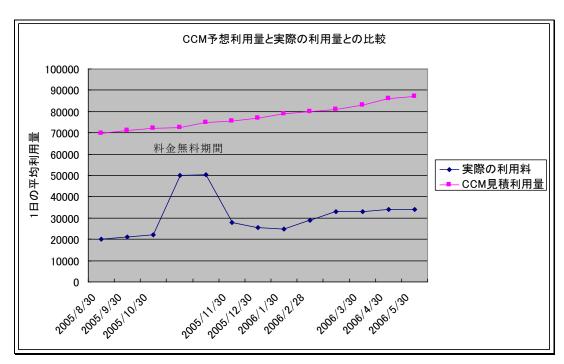
⁵⁶ The 5 reasons Clem7 failed to woo drivers Brisbane Times Tony Moore (2010.11.23)

 $^{^{57}}$ $\,$ $\lceil \, Clem 7 \,$ operator placed in receivership \rfloor $\,$ ABC News



Sydney Cross City Tunnel 概要 Cross City Tunnel HP より引用

http://www.crosscity.com.au/TheTunnel.htm



NSW Auditor-General' Report Performance Audit The Cross City Tunnel Audit (2006)参照

第2節 オーストラリア PPP の展望、課題

PPP は費用削減や付随的効果の面等から確かに有効な手段であり、今後その重

要性は高まることが予想されるが、批判的な評価や実際の失敗例もあり、将来は 平坦なものではなく、課題も存在する。この節ではこの点について述べる。

第1節で挙げた失敗例に関連して、オーストラリアの道路建設事業についての報告が、オーストラリアの経済シンクタンクである BIS シュラプネルにより、以下のとおり発表されている58。

同シンクタンクが発表した報告書「Road Construction in Australia 2010-2025」は、オーストラリアの 2009/10 年度の道路建設事業は 150 億豪ドルであり、前年比で 7%減少したと述べている。この数字は 01/02 年度以来で最小であるとのことである。この減少傾向は 2010 年代半ばまで続くことが予想されている。

このレポートの執筆者であり、BIS シュラプネルの上級エコノミストであるデーモン・ロースト氏は、この事業額減少の大きな原因は、民間投資の減少と、世界金融危機の悪化にあると述べている。また同氏は、2000年代の道路建設ブームにおいて多くの企業が損害を被った道路建設に対し、民間部門は関心を失っているとともに不信感を持っていると述べている。

ただ、このような予測があるものの、第 1 章で示したとおり、オーストラリアは今後 10 年間で 4,000 億ドルをインフラ整備に投資する予定である。その状況の中、インフラ整備において PPP は有効な手段であることは間違いなく、今後 PPP の重要性はさらに高まることが予想される。

しかし、現在の PPP 事業において、課題があることも事実である。Australian Business Limited の Mark Bethwaite 氏は、第 1 節の Sydney Cross City Tunnel の事例から、PPP 契約の透明性の改善、閉鎖的な競争の打破、より適切で柔軟な価格設定という、3 つの課題を見いだしている 59。

またこの事例から得られる教訓として、事業を行う際に事業予測を十分に精査することが課題として挙げられると考える。楽観的な事業予測は事業失敗のもとであり、その失敗によって最終的には政府や事業者のみならず、インフラを利用する多くの人々が不利益を受けることになるため避けなければならない。よってインフラ整備の際は、これに対する需要、インフラ整備による利益やリスク、経済、地域社会、環境への影響などをできる限り客観的に考慮して事業予測を立て、慎重に事業計画を作成しなければならないと考える。

-

⁵⁸ Fend of road for major growth in construction, warns BIS Shrapnel Roads Australia (2010.12.23)

[「]End of road for major growth in construction」 Earthmover and Civil Contractor (2010.12.16)

⁵⁹ The Lessons from the Cross City Tunnel Mark Bethwaite (2005)

おわりに

オーストラリアの PPP は、イギリスの PFI に並び世界的に歴史が長く、多くの実績を上げている。また 2008 年に全国的に統一した PPP 事業ガイドラインも確立され、各州の制度やガイドラインを別個に精査する必要がなくなったため、オーストラリア国内企業だけでなく海外企業も、オーストラリアの PPP 事業の参入が容易になっている。よって、オーストラリアにおけるインフラ整備の需要も相まって、今後 PPP 市場は大きく成長することが予想される。

ただ、契約期間途中で破綻するケースも出てきているため、安易な市場の拡大は危険である。また、オーストラリアの PPP の歴史が世界的に長いとはいえ、PPP 契約が約 25 年を超える長期契約であることを考えると、PPP 自体の歴史はまだ浅いと言わざるをえず、まだ発展途上であると思われる。これが成熟の段階に至るには、PPP 契約が満了した事業が増え、その事業の綿密な評価、分析、検証が蓄積されてからになるため、まだもう少し時間が必要であると考える。

このレポートは、オーストラリアの PPP について第1章で歴史、第2章で概要、第3章で事業例の紹介、そして第4章で評価と今後の展望についてまとめたものである。この中で、第3章では PPP の事例を2つ紹介しているが、同じ州の事業であるのに関わらず、事業ごとに公開されている情報の内容、レベルに差があったのは驚きだった。このレポートで取り上げた病院の事例で公開されている情報を、コンベンションセンターの事例では提供していないことが多々あったが、そのような情報は州政府も整理できていないようであり、提供いただけなかった。そのためコンベンションセンターの事例は、思ったほど詳しく内容の説明ができなかったことが悔やまれるところである。しかし、このレポートの内容を通して、オーストラリアの PPP がどのようなものかの全体像は示すことができたと考えており、この内容が日本の PFI 事業において、少しでも参考になれば幸いに思う。

最後に、レポートの執筆にあたって、日本貿易振興機構(JETRO)シドニーセンター所長の児玉信之氏、シドニー工科大学(UTS)地方自治センター所長のグラハム・サンソム氏、前副所長のロバート・メロー氏など、多くの方々にご協力や資料の提供、ご助言をいただいた。この場を借りて心からのお礼を申し上げたい。

【執筆者】

(財) 自治体国際化協会シドニー事務所所長補佐 恒石 敏宏